

建設業退職金共済制度において反社会的勢力との一切の関係を排除するため、「独立行政法人勤労者退職金共済機構反社会的勢力に対する基本方針」（平成25年12月12日）及び「独立行政法人勤労者退職金共済機構反社会的勢力対応規程」（平成25年12月12日）に基づき、建設業退職金共済約款（平成26年7月1日改正）が改正されました。

《改正内容》

1. 退職金共済契約の締結（第1条関係）

反社会的勢力対応規程に定めるところにより、退職金共済契約の申込みの際に書面による「反社会的勢力を排除する条項」への同意を求めるものとし、同意が得られない場合は退職金共済契約を締結しない。

2. 退職金共済契約の解除（第17条関係）

共済契約者が上記1.の条項に同意したにもかかわらず、その後、反社会的勢力であることが判明した場合又は暴力的な要求行為等をした場合は、機構は退職金共済契約を解除する。

3. 共済証紙の買戻しの特例（第9条関係）

上記2.により退職金共済契約が解除された共済契約者は、共済証紙の買戻しを申し出ることができない。